

## 第4章 良好な景観形成の進め方について

### 4.1 行為制限の内容

#### 4.1.1 届出を要する行為(届出対象行為)

景観計画区域の全区域において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は、次のとおりとします。

行為の種類別	行為の規模	規模の範囲
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さが12mを超えるもの</li> <li>○延べ面積が700㎡を超えるもの</li> <li>○計画戸数が12戸以上の住宅</li> </ul>
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さが6mを超える煙突</li> <li>○高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>○高さが4mを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>○高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>○高さが2mを超える擁壁<small>ようへき</small></li> <li>○乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</li> <li>○ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</li> <li>○メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</li> </ul>
開発行為	都市計画法に規定する開発行為その他政令で定める行為	○土地の面積が500㎡以上の開発行為
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>○伐採区域の面積が500㎡以上の木竹の伐採</li> <li>○高さ10m以上の木竹の伐採</li> </ul>
その他の行為	その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為で景観計画に基づき条例で定める行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の面積が1,000㎡以上の駐車場、資機材置場、ゴルフコース及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項各号に掲げる工作物の建設</li> <li>○土地の面積が1,000㎡以上の区域にわたって行う切土若しくは盛土又はそれらを伴う行為で、当該切土により生じる最大の高低差が2mを超え、又は盛土により生じる最大の高低差が1mを超えるもの（国、神奈川県若しくは三浦市が行うもの又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業その他のほ場整備に係るものを除く。）</li> </ul>

#### 4.1.2 特定届出対象行為

良好な景観の形成のため、特に景観形成上重要で誘導すべき行為に対して、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は、次のとおりとします。

行為の種類別	行為の規模	規模の範囲
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さが12mを超えるもの</li> <li>○延べ面積が700㎡を超えるもの</li> <li>○計画戸数が12戸以上の住宅</li> </ul>
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さが6mを超える煙突</li> <li>○高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>○高さが4mを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>○高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>○高さが2mを超える擁壁</li> <li>○乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</li> <li>○ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</li> <li>○メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</li> </ul>

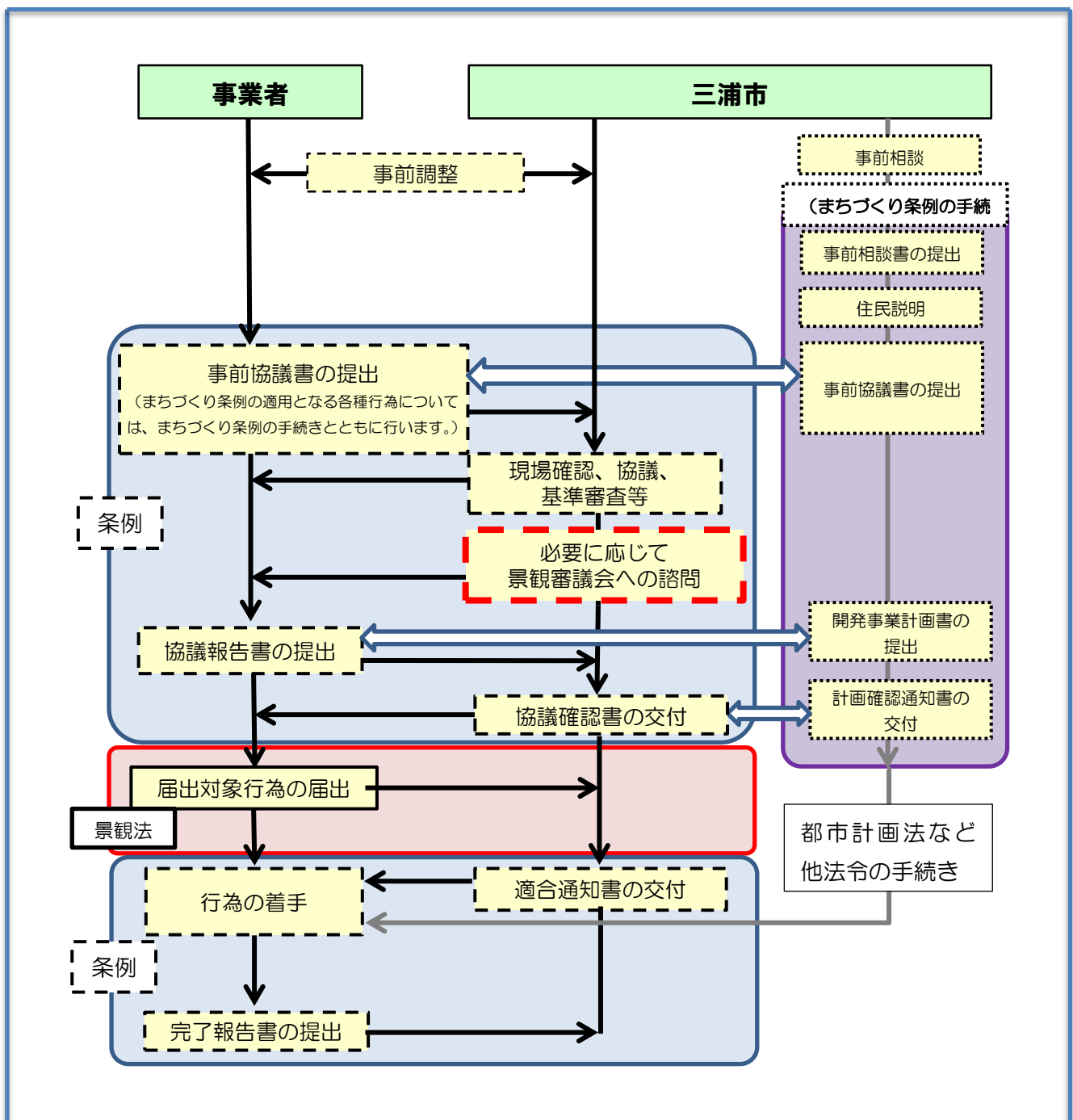
### 4.1.3 事前協議について

景観法に基づく行為の届出は行為着手の30日前となっています。

しかし、より良い景観形成を図るために計画内容の固まる前、各種行為の事業計画段階から事業者と市が協議を始めることが重要です。

そのため、事前協議の手続きを定めます。

事前協議の手続きフローは、次のとおりです。



## 4.2 景観誘導指針について

良好な景観形成をするため、事前の協議にあたり各届出対象行為の誘導指針は以下のとおりです。

行為の種類	NO	景観誘導指針	街の景観ゾーン			農の景観ゾーン	森の景観ゾーン	海の景観ゾーン
			住宅地景観エリア	商業地景観エリア	工業地景観エリア			
建築物の建築等及び工作物の建設等	配置規模	1	自然環境要素（海、畑、緑）など背景となる眺望に配慮し、 <sup>りょうせん</sup> 稜線や周辺の建築物等のスカイラインと調和を図り、著しく突出した高さや規模にならないようにすること。	○	○	○	○	○
		2	まち並みや道路の連続性を損なわないように配慮し、圧迫感や違和感を与えないよう壁面の位置や隣棟間隔など、周辺と調和した配置とすること。	○	○	○	○	○
		3	みうら景観資産の特性や魅力を損なわないように配慮すること。	○	○	○	○	○
		4	中高層建築物においては、道路や公園等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすること。	○	○	○	○	○
	形態意匠	5	建築物等のデザインだけでなく、自然環境要素やまち並みとの調和や連続性に配慮した形態及び <sup>いしやう</sup> 意匠とすること。	○	○	○	○	○
		6	外壁等は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減に配慮するとともに、自然環境要素やまち並みと調和するよう工夫すること。	○	○	○	○	○
		7	低層建築物の屋根形状は、極力、勾配屋根を用いるようにすること。また、中高層建築物については、周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	○	○	○	○	○
		8	室外機等の設備機器類は、建築物と一体となるような意匠としたり、道路からできるだけ見えない位置に設置するように努めること。	○	○	○	○	○
		9	駐車場や駐輪場、ゴミ置場等の付属施設や外階段は、建築物本体との調和を図り、周囲からの見え方に配慮すること。	○	○	○	○	○
		10	落ち着いたある夜間景観を形成するため、動光や点滅する照明や過度に明るい照明を避けること。	○	○	○	○	○
	色彩	11	自然環境要素などと調和する配色や周辺の建築物等の色調と調和することにより、まち並みの連続性に配慮すること。	○	○	○	○	○
		12	中高層建築物等の景観に大きな影響を及ぼす建築物等については、著しく目立つ赤や黄色など原色の使用は控えること。	○	○	○	○	○
	外構緑化	13	建築物の玄関または門は、道路から見やすい位置に設け、塀は、極力、自然な材料（木、石、植栽など）を使用するように努めること。	○	○	○	○	○
		14	既存の樹木を保存するとともに、敷地内は、樹木や生け垣など植栽や壁面の緑化などを行い、緑豊かなまち並みの形成に努めること。	○	○	○	○	○
開発行為 (土地の区画形質の変更)	15	現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするよう努めること。	○	○	○	○	○	
	16	地形の改変にあたり、斜面地の植生を保全し、植生の連続性に配慮すること。	○	○	○	○	○	
	17	緑化にあたっては、既存の樹木を保全するとともに、活用するように努めること。	○	○	○	○	○	
	18	擁壁の設置や造成にあたっては、規模、素材や緑化などの側面から検討し、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○	○	
	19	道路に面する擁壁については、極力、自然石の使用または自然石に類似した仕上げや緑化などにより、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○	○	
	20	宅地造成を目的とした開発行為の後、住宅等の建築物を建築する際は、建築物の建築等及び工作物の建設等の景観誘導指針に沿ったものとする。	○	○	○	○	○	
	21	新たな住宅地開発を行うときは、住宅地としての統一性のあるまち並みを保持し、良好な景観形成を進めるため、景観協定の締結に努めること。	○	○	○	○	○	
木竹の伐採	22	既存の緑地や斜面地の植生を保全するため、できる限り既存の樹木の保全と活用を行うとともに、伐採などを行うときは、代替緑化に努めること。	○	○	○	○	○	
	23	連続した斜面林の保全に努め、緑の連続性や調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	
その他の行為	24	駐車場、駐輪場、ゴミ置場、自動販売機やその他の設置物等を配置するときは、規模やデザインを考慮し、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○	○	
	25	資機材置場は、周辺景観との調和に配慮し、配置や積み上げを工夫するとともに、必要に応じて <sup>しゃへい</sup> 遮蔽効果のある緑化や緩衝帯の設置に努めること。	○	○	○	○	○	
	26	設備機器類を配置するときは、周辺景観との調和に配慮し、周囲から遮蔽したり、目立たないように配置とすること。また、緑化などにより <sup>しやうびい</sup> 修景するなどの工夫を行うこと。	○	○	○	○	○	
	27	広告物や案内板の設置は、周辺のまち並みなどの景観に配慮し、面積や高さを小さくするなど、調和のとれたものとする。また、交差点付近には、極力、設置しないよう努めること。	○	○	○	○	○	

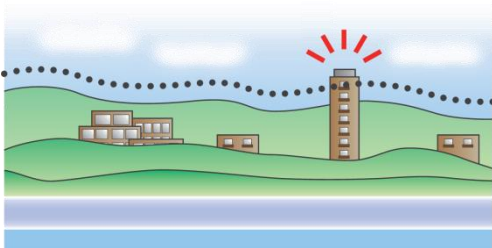


建築物の建築等及び工作物の建設等	配置、規模
1	自然環境要素（海、畑、緑）など背景となる眺望に配慮し、稜線や周辺の建築物等のスカイラインと調和を図り、著しく突出した高さや規模にならないようにすること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**Point** 背景となる眺望に配慮した建築物等の高さや配置、規模とすること。



**Point** 隣り合う建築物や周囲に立地する建築物の高さを考慮し、道路から見た際にすっきりとしたスカイラインとなるよう、可能な限り高さを揃えるよう配慮する。



**P** 建築物のスカイラインと背景となる自然景観が調和されている



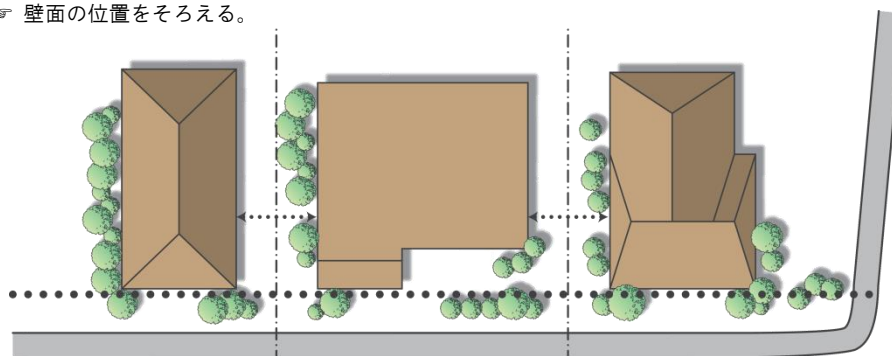
建築物の建築等及び工作物の建設等	配置、規模
2	まち並みや道路の連続性を損なわないように配慮し、圧迫感や違和感を与えないよう壁面の位置や隣棟間隔など、周辺と調和した配置とすること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン 海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

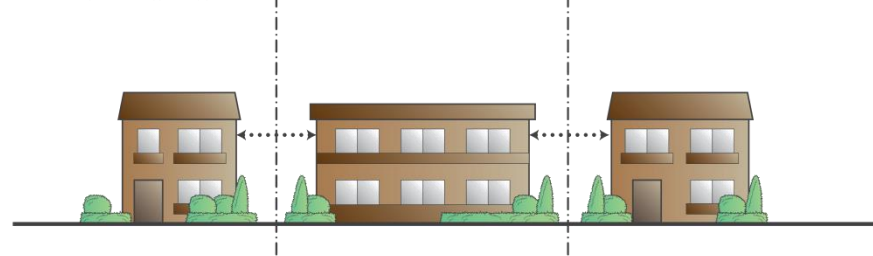
**Point**

☞ 壁面の位置をそろえる。



**Point**

☞ 適切な隣棟間隔を保つ。



**P**

☞ 壁面の位置が揃ったまち並み（商店街）が形成されている例。



**P**

☞ 隣り合った建築物の壁面が揃い、連続性が感じられるまち並みが形成されている例。



建築物の建築等及び工作物の建設等	配置、規模
3	みうら景観資産の特性や魅力を損なわないように配慮すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**P** みうら景観資産として考えられる自然的な景観と人工的な景観の例。  
景観上の特性や魅力を損なわないように配慮する。



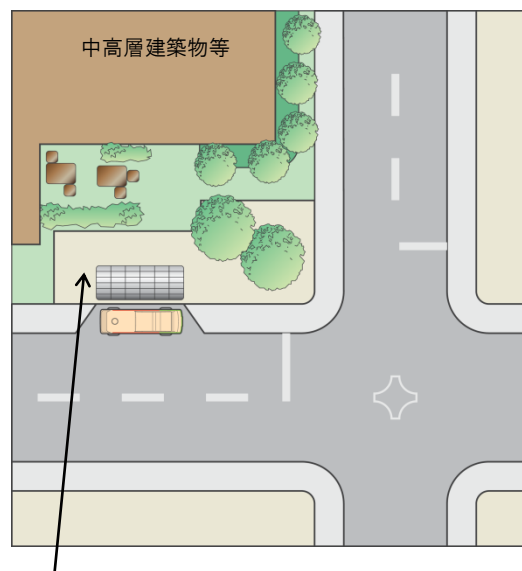


建築物の建築等及び工作物の建設等	配置、規模
4	中高層建築物においては、道路や公園等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
	農の景観ゾーン	商業地エリア
	森の景観ゾーン	工業地エリア
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

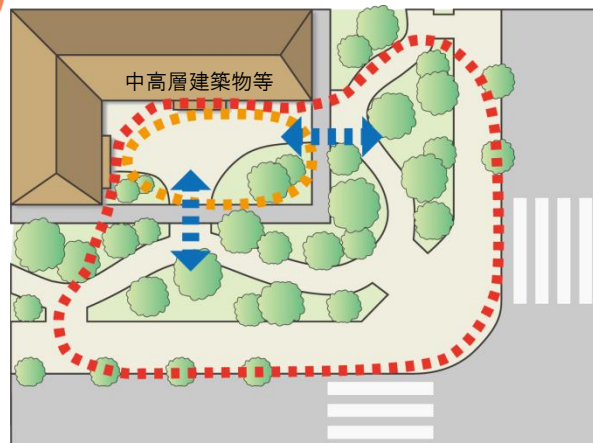
Point



☞ 道路の歩道やバス停などと一体的な広場の空間を確保するように配慮する。

Point

☞ 公共空間との連続性に配慮した計画とする。



建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
5	建築物等のデザインだけではなく、自然環境要素やまち並みとの調和や連続性に配慮した形態及び意匠とすること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】



☞ 素材や形態を周辺のまち並みに合わせる。



☞ 周辺のまち並み連続性に配慮した形態・意匠（色彩を含む）の建築物の例。



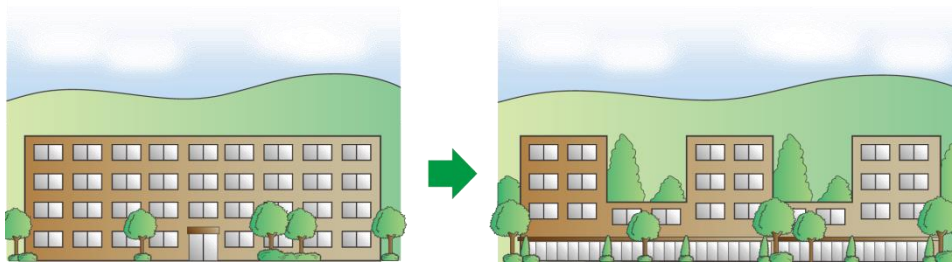
建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
6	外壁等は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減に配慮するとともに、自然環境要素やまち並みと調和するよう工夫すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

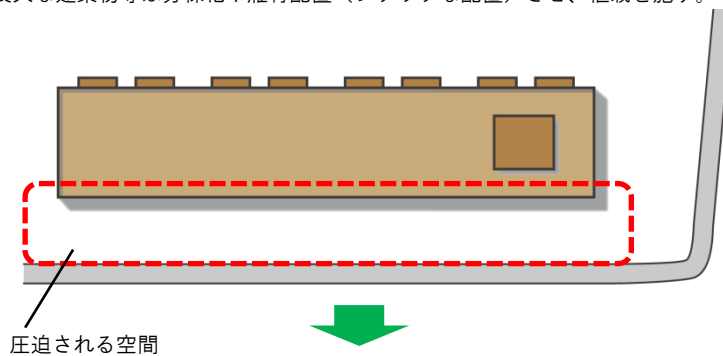
**Point**

☞ 建築物等について、長大な壁面とはせず、高さを変化させることでボリューム感や圧迫感を軽減する事ができる。



**Point**

☞ 長大な建築物等は分棟化や雁行配置（ジグザグな配置）させ、植栽を施す。



和みの生じる空間

建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
7	低層建築物の屋根形状は、極力、勾配屋根を用いるようにすること。また、中高層建築物については、周辺景観との調和に配慮した形状とすること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**Point**

☞ 勾配屋根を用いて連続性に配慮すること。



**P**

☞ 勾配屋根の連続する低層建築物のまち並みの例。



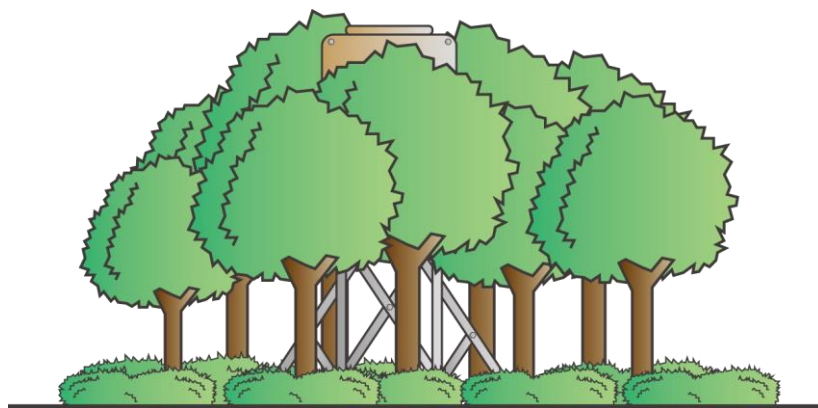
建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
8	室外機等の設備機器類は、建築物と一体となるような意匠としたり、道路からできるだけ見えない位置に設置するように努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

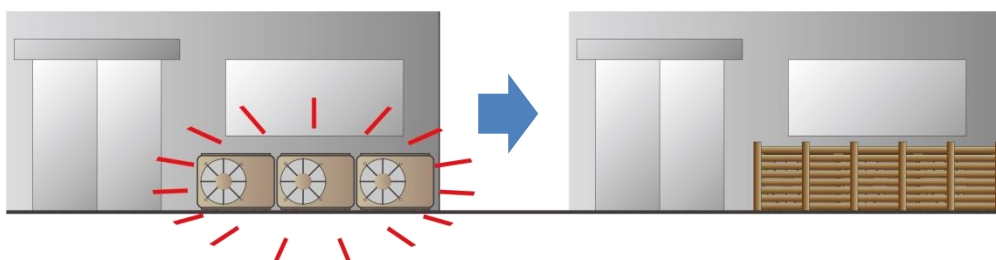
**Point**

☞ 屋外設備の周囲を植栽することによって配慮する。



**Point**

☞ 室外機などを木製のルーバー柵などで周囲から見えにくくする。

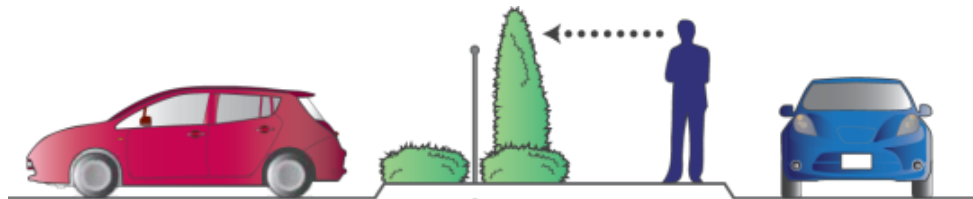


建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
9	駐車場や駐輪場、ゴミ置場等の附属施設や外階段は、建築物本体との調和を図り、周囲からの見え方に配慮すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**Point** ☞ 植栽によって道路から駐車場を見えない様に配慮する。



**P** ☞ 駐車場の舗装面をインターロッキングブロックや緑化ブロックなどによって工夫している例。

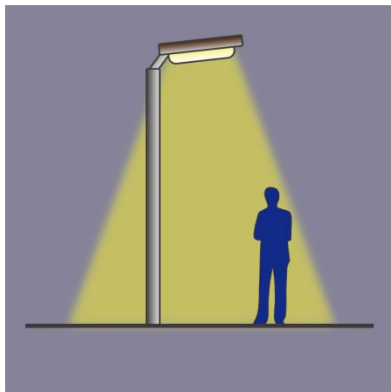


建築物の建築等及び工作物の建設等	形態・意匠
10	落ち着いたある夜間景観を形成するため、動光や点滅する照明や過度に明るい照明を避けること。

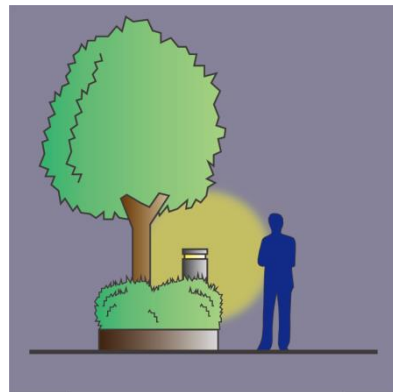
対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

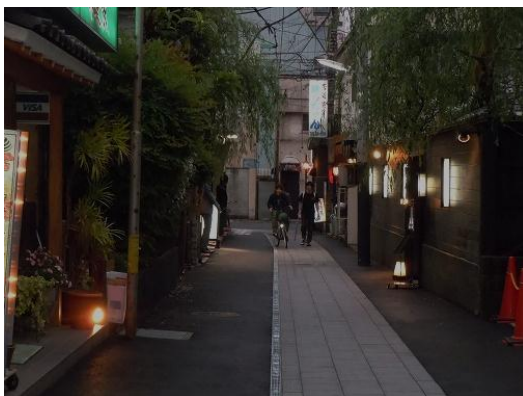
**Point** 低目のポール照明などにより、落ち着いた雰囲気演出する。



**Point** 入口付近などを低めの街路灯により夜間景観を演出する。



**P** フットライトにより柔らかい夜間景観を演出している例。



**P** 間接光の採用や光源の規模を抑えるなど過度な照明とならないよう配慮している例。



建築物の建築等及び工作物の建設等	色彩
11	自然環境要素などと調和する配色や周辺の建築物等の色調と調和することにより、まち並みの連続性に配慮すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】



- ☞ 中高層建築物は、低層階で明度を低く、高層階では明度を高くするなど、周囲への圧迫感の軽減に努める。
- ☞ みどりを引き立てる色彩を用いるなどして、周りの緑と調和をはかる。



- ☞ 原色は避け、周囲の色彩との連続性に配慮する。





建築物の建築等及び工作物の建設等	色彩
12	中高層建築物等の景観に大きな影響を及ぼす建築物等については、著しく目立つ赤や黄色など原色の使用は控えること。

対象となる ゾーン・ エリア		住宅地エリア
	街の景観ゾーン	商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】



☞ 屋根色と壁面色の色相を合わせた例と複数の色を用いたバランスの悪い例。



☞ 建築物を目立たせるために原色を用いた悪い例。



建築物の建築等及び工作物の建設等	外構・緑化
13	建築物の玄関または門は、道路から見えやすい位置に設け、塀は、極力、自然な材料（木、石、植栽など）を使用するように努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**P** 植栽したり、自然素材を活用し、建築物の入口にもてなしの演出をしている例。



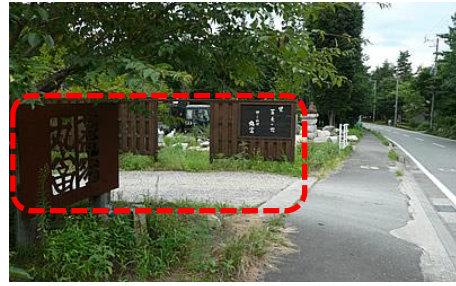
**P** 花などを植栽し、柔らかい景観を演出している例。



**P** 木柵を巡らすことで、明るく開放感のある空間を創出している例。



**P** 入口に木質のフェンスを設けて景観に配慮している例。



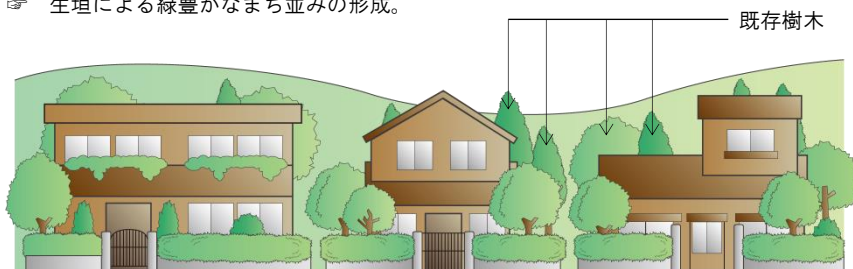
建築物の建築等及び工作物の建設等	外構・緑化
14	既存の樹木を保存するとともに、敷地内は、樹木や生け垣など植栽や壁面の緑化などを行い、緑豊かなまち並みの形成に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
海の景観ゾーン		

【参考イメージ】

**Point**

- ☞ 既存樹木の保全。
- ☞ 生垣による緑豊かなまち並みの形成。



**P**

- ☞ 塀を緑化したことにより、圧迫感を軽減している例。



**P**

- ☞ 道路と塀の間を緑化することで緑豊かなまち並みを形成している例。



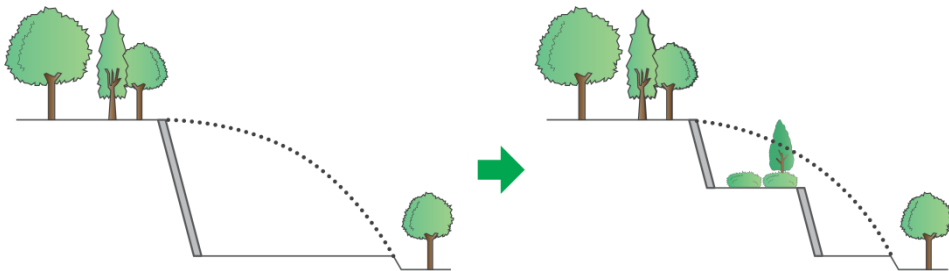
開発行為(土地の区画形質の変更)	
15	現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするよう努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

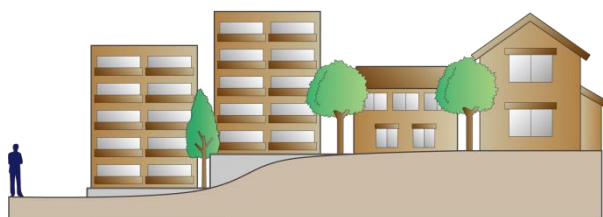
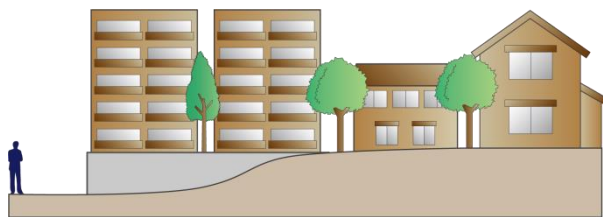
**Point**

☞ 地形の改変はできるだけ小さくする。



**Point**

☞ 大規模な盛土は避け、地形の改変を極力少なくして、既存樹木の保全に努める。



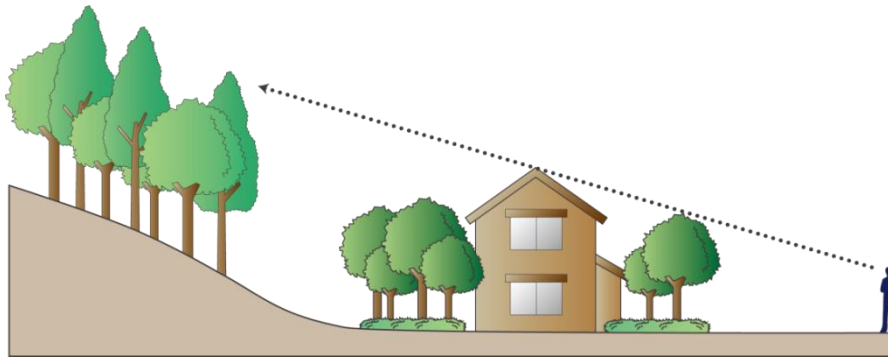
開発行為(土地の区画形質の変更)	
16	地形の改変にあたり、斜面地の植生を保全し、植生の連続性に配慮すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

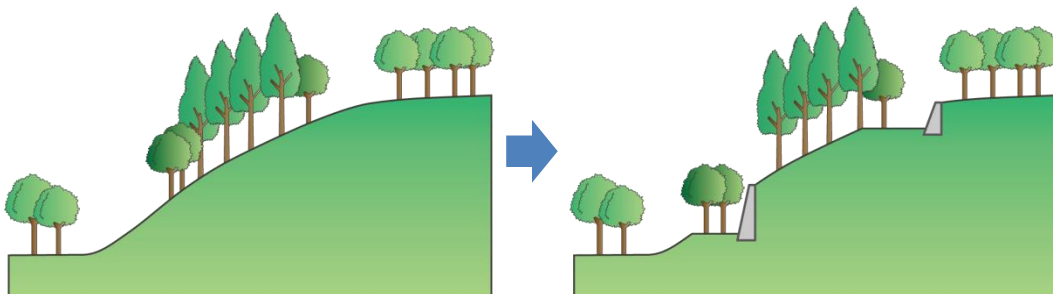
**Point**

☞ 斜面地の植生を保全し、植栽することで、みどりを連続的に見えるように配慮する。



**Point**

☞ 周囲の敷地の緑と連続するように緑化する。



開発行為(土地の区画形質の変更)	
17	緑化にあたっては、既存の樹木を保全するとともに、活用するように努めること。

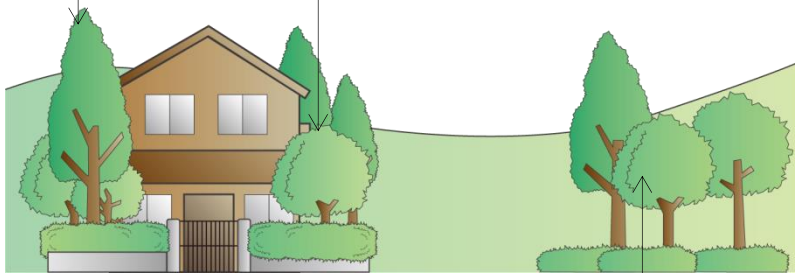
対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**Point**

古くからその地にある樹木を保全する。

隣接する敷地の緑と連続するように緑化する。

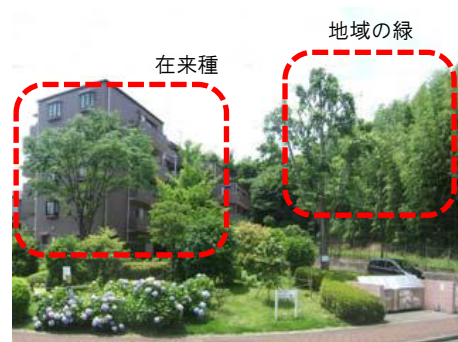


郷土樹木を用いて、周辺の緑との連続性に配慮する。

**P** 在来種の保全・復元により緑豊かなまち並みが形成されている例。



**P** 在来種の保全・復元に努め、地域の緑と一体的なまち並みが形成されている例。



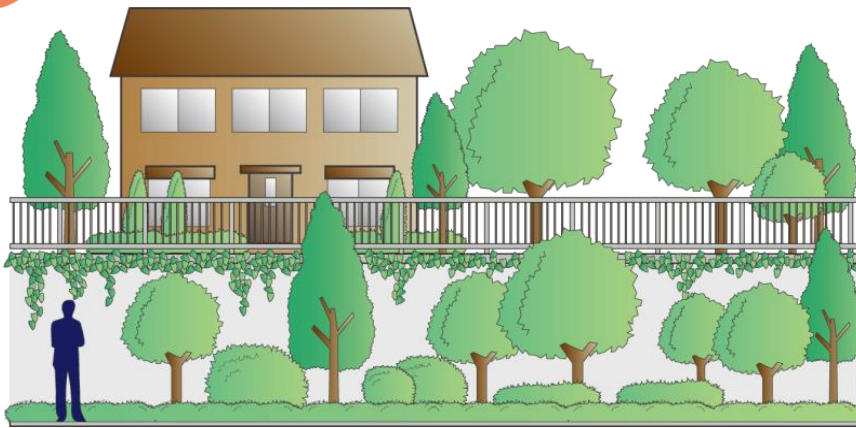
<b>開発行為(土地の区画形質の変更)</b>	
18	擁壁の設置や造成にあたっては、規模、素材や緑化などの側面から検討し、周辺景観との調和に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**Point**

☞ 擁壁の前面に植栽するなど、道路からの圧迫感を軽減するように努める。



**P**

☞ 擁壁の上下を緑化する例。



**P**

☞ 擁壁の天端に花による演出。



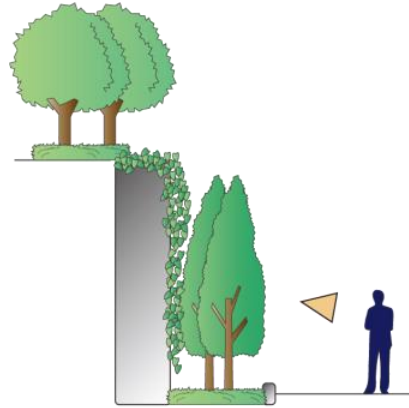
<b>開発行為(土地の区画形質の変更)</b>	
19	道路に面する擁壁については、極力、自然石の使用または自然石に類似した仕上げや緑化などにより、周辺景観との調和に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

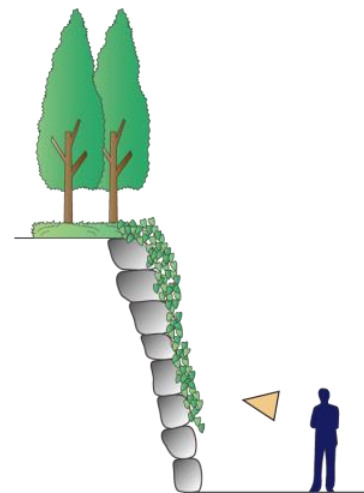
**Point**

- ☞ 道路から擁壁を後退させ、隙間に高木を植栽するなど、圧迫感の軽減を図る。



**Point**

- ☞ 擁壁の素材を自然石や化粧ブロックにし、印象を柔らかくする。
- ☞ また、つる性の植物により、擁壁の印象の圧迫感を軽減する。





<b>開発行為(土地の区画形質の変更)</b>	
20	宅地造成を目的とした開発行為の後、住宅等の建築物を建築する際は、建築物の建築等及び工作物の建設等の景観誘導指針に沿ったものとする。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**P** 隣り合った建築物と壁面が揃い、連続性の感じられる景観が形成されている例。



**P** 塀のない開放的な住宅の配置とよく手入れされた前庭により、美しく統一感のあるまち並みの例。



**P** 緑が連続した潤いのあるまち並みを形成している例。



<b>開発行為(土地の区画形質の変更)</b>	
21	新たな住宅地開発を行うときは、住宅地としての統一性のあるまち並みを保持し、良好な景観形成を進めるため、景観協定の締結に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】



隣り合った建築物の形態・意匠が揃い、統一感のあるまち並みが演出されている。



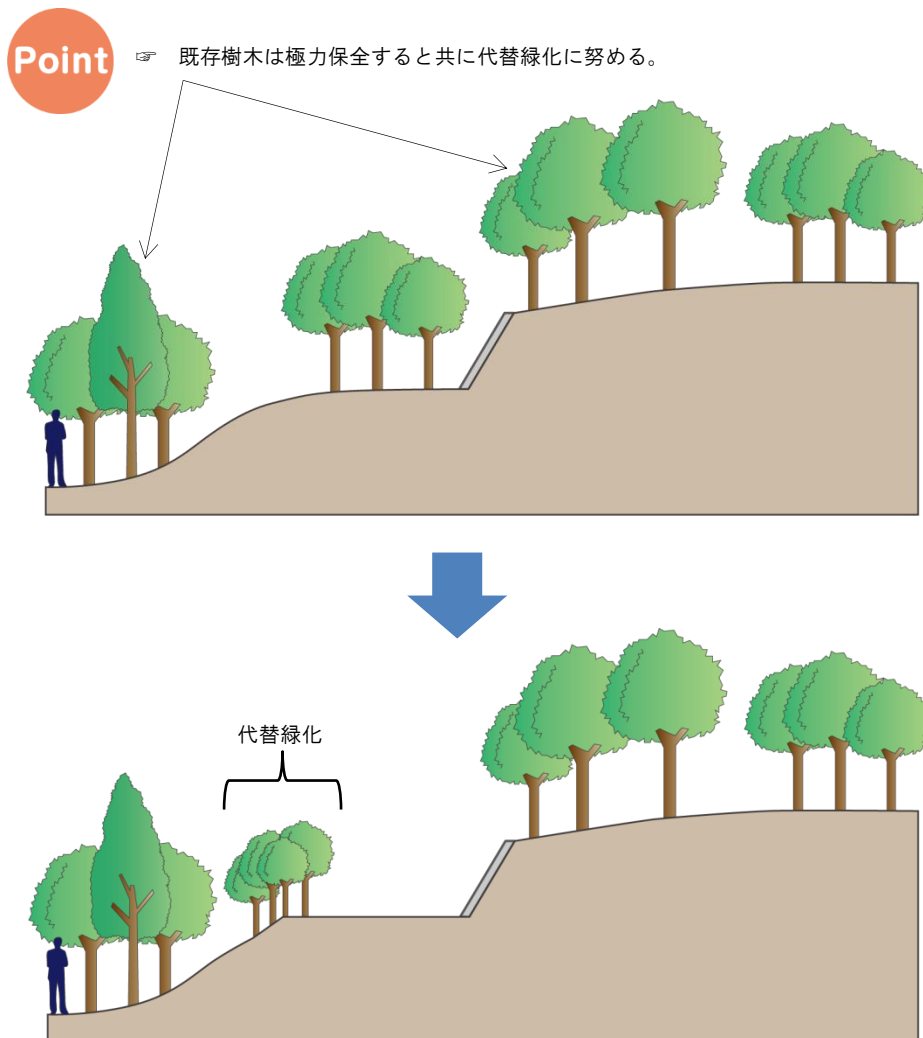
〔景観協定を想定〕  
地区計画により統一性のあるまち並みが形成されている例。



<b>木竹の伐採</b>	
22	既存の緑地や斜面地の植生を保全するため、できる限り既存の樹木の保全と活用を行うとともに、伐採などを行うときは、代替緑化に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】



<b>木竹の伐採</b>	
23	連続した斜面林の保全に努め、緑の連続性や調和に配慮すること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】



☞ 自然地形を活かして、法面を分散して、斜面林を保全し、緑の連続性に配慮する。



☞ 連続した斜面林の保全に努め連続性に配慮している例。



☞ 建築物の足元の緑を残して連続性に配慮している例。



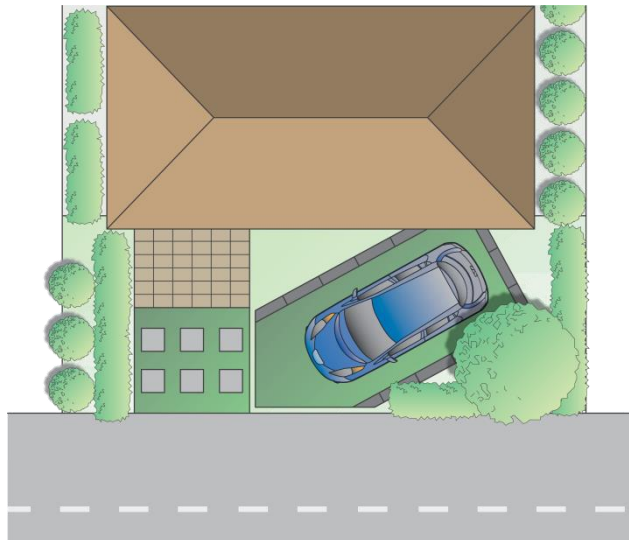
<b>その他の行為</b>	
24	駐車場、駐輪場、ゴミ置場、自動販売機やその他の設置物等を配置するときは、規模やデザインを考慮し、周辺景観との調和に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**Point**

☞ 駐車場を斜めに設置し、道路からの良い景観をつくっている。



**P**

☞ 建物デザインに合わせたゴミ置場の例。



**P**

☞ ゴミ置場をブロック積みにより囲んで目立たなくしている例。



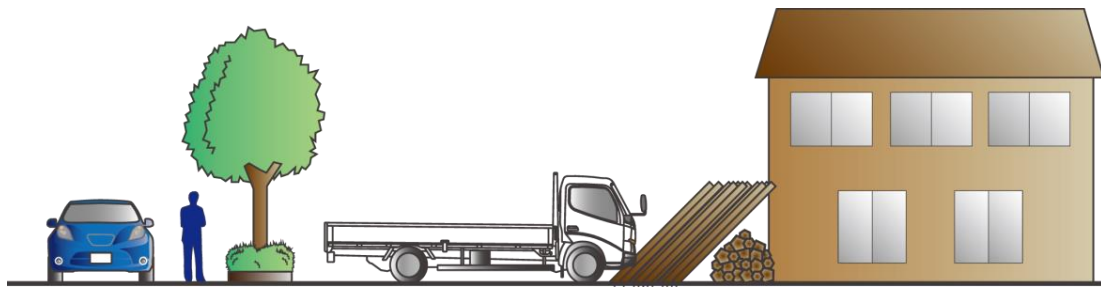
その他の行為	
25	資機材置場は、周辺景観との調和に配慮し、配置や積み上げを工夫するとともに、必要に応じて遮蔽効果のある緑化や緩衝帯の設置に努めること。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

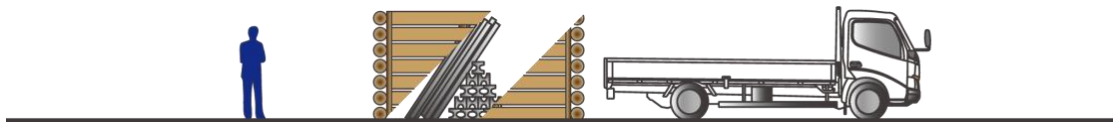
【参考イメージ】



☞ 道路からの景観と資材置場を緑化し、目立たなくする。



☞ 木柵等で遮蔽し、目立たなくする。



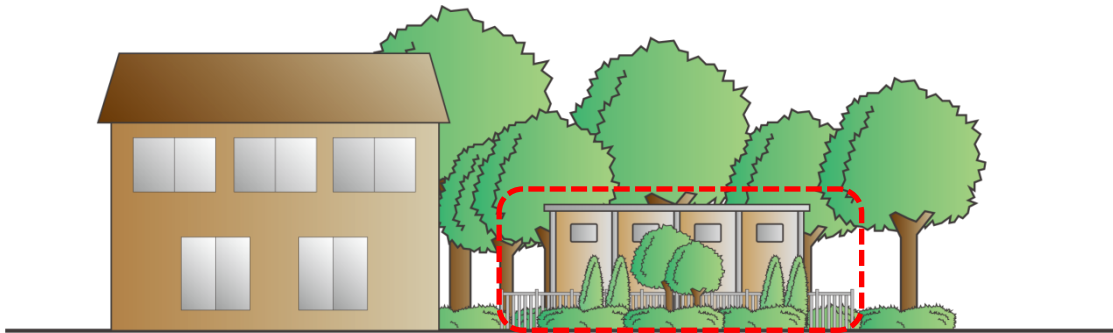
その他の行為	
26	設備機器類を配置するときは、周辺景観との調和に配慮し、周囲から遮蔽したり、目立たないように配置とすること。また、緑化などにより修景するなどの工夫を行うこと。

対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**Point**

☞ 設備機器等のまわりに高低木の植栽を施して、潤いを創出するとともに、周囲の緑との調和を図る。



**P**

☞ 建物デザインに合わせたゴミ置場の例。



**P**

☞ メーター類の周りを木素材で遮蔽する事によって目立たなくしている例。

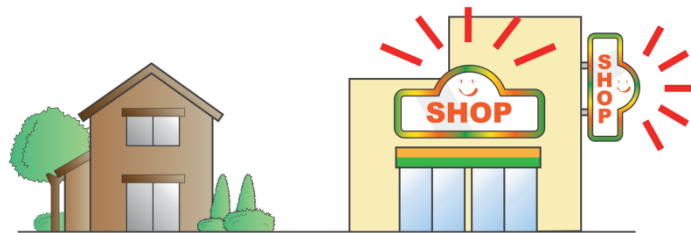


その他の行為	
27	広告物や案内板の設置は、周辺のまち並みなどの景観に配慮し、面積や高さを小さくするなど、調和のとれたものとする。また、交差点付近には、極力、設置しないよう努めること。

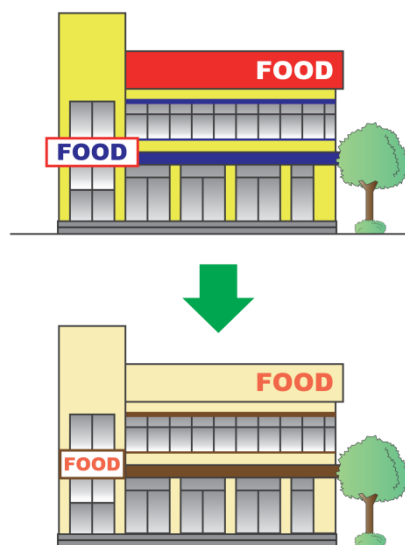
対象となる ゾーン・ エリア	街の景観ゾーン	住宅地エリア
		商業地エリア
		工業地エリア
	農の景観ゾーン	
	森の景観ゾーン	
	海の景観ゾーン	

【参考イメージ】

**Point** 必要以上に明るい照明・看板を使わない。



**Point** 広告物や案内板の設置は、周辺のまち並みなどの景観に配慮し、面積や高さを小さくするなど、調和のとれたものとする。





### 4.3 景観形成基準（色彩基準）

景観法第8条第2項第2号に基づく建築物及び工作物の色彩に関する基準(景観形成基準)は、次のとおりとなります。

色 相	街の景観ゾーン ・住宅地景観エリア ・商業地景観エリア ・工業地景観エリア				農の景観ゾーン 森の景観ゾーン 海の景観ゾーン			
	建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根		建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)	—	6以下	7以下	6以下	3以上	4以下	7以下	4以下
Y(黄)	—	4以下	7以下	4以下	3以上	2以下	7以下	2以下
GY(黄緑)、G(緑)、 BG(青緑)、B(青)、 PB(青紫)、P(紫)、 RP(赤紫)	—	2以下	7以下	2以下	3以上	1以下	7以下	1以下
無彩色(N)	—	—	7以下	—	3以上	—	7以下	—

※適用除外

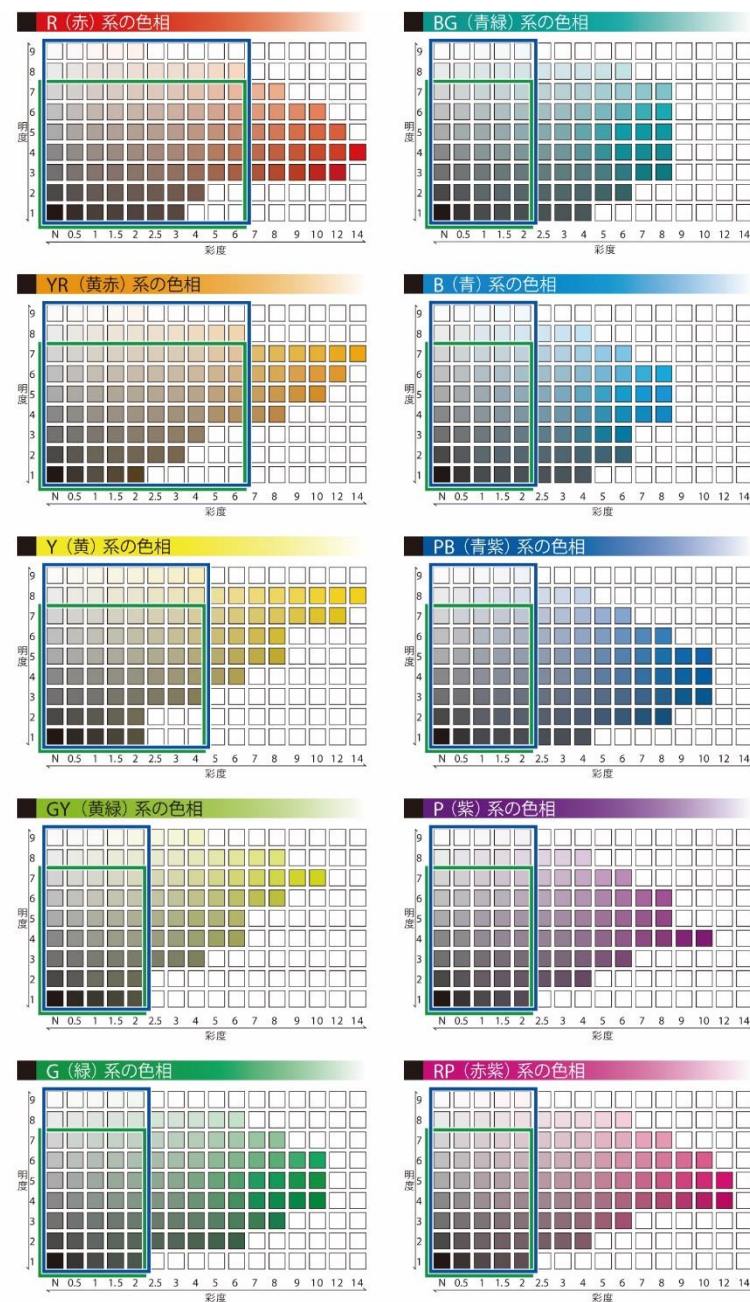
- ①建築物、工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられた部分の色彩
- ②建築物・工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で着色される部分の色彩

### 4.3.1 カラーチャート

#### (1) 色彩基準—街の景観ゾーン

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物表面の基調色	R (赤)、YR (黄赤)	—	6 以下
	Y (黄)	—	4 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	—	2 以下
	N (無彩色)	—	—
建築物の屋根の色彩	R (赤)、YR (黄赤)	7 以下	6 以下
	Y (黄)	7 以下	4 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	7 以下	2 以下
	N (無彩色)	7 以下	—

#### 街の景観ゾーン（住宅地景観エリア・商業地景観エリア・工業地景観エリア）

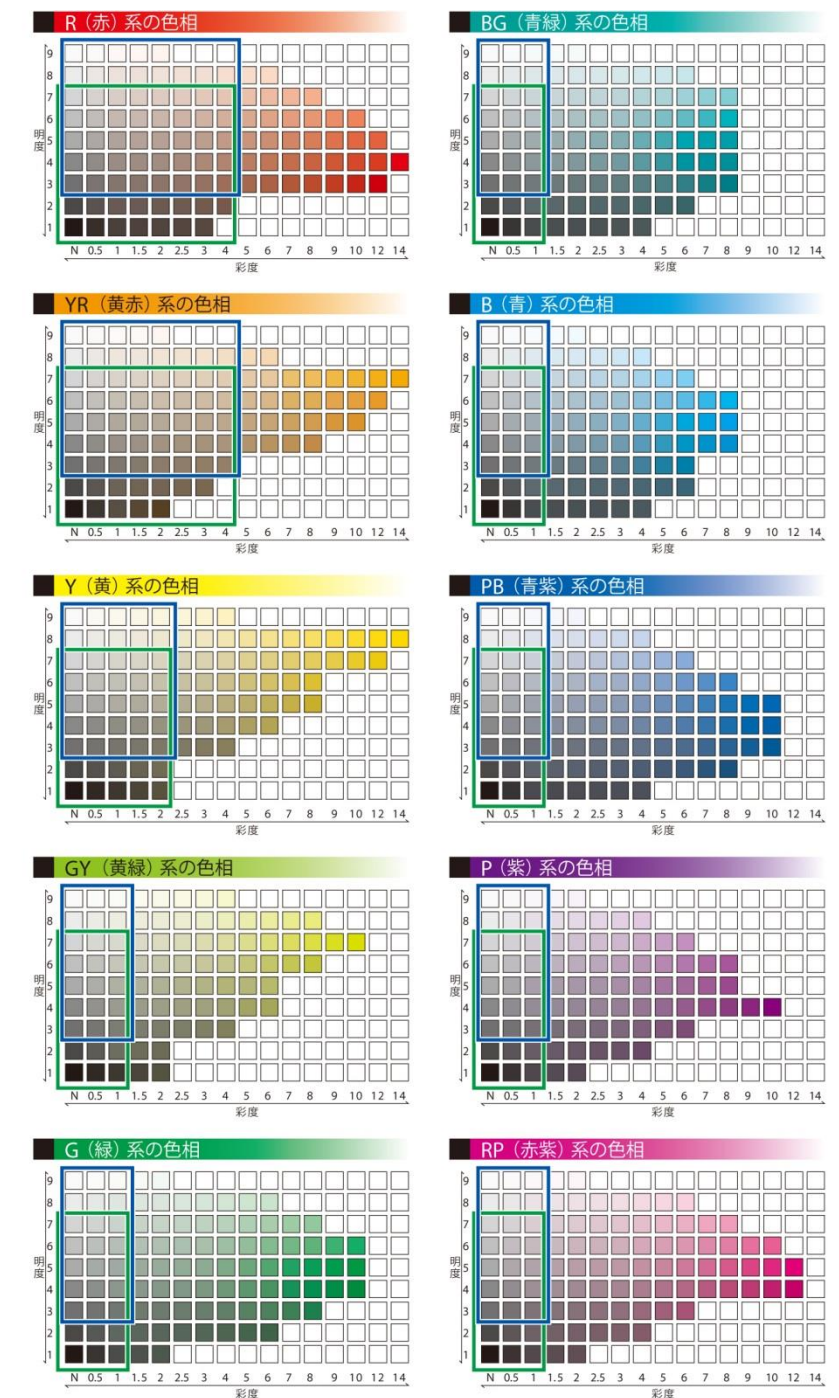


凡例  
  建築物の外壁及び工作物表面の基調色の許容範囲  
  屋根の色彩の許容範囲

#### (2) 色彩基準—農・海・森の景観ゾーン

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物表面の基調色	R (赤)、YR (黄赤)	3 以上	4 以下
	Y (黄)	3 以上	2 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	3 以上	1 以下
	N (無彩色)	3 以上	—
建築物の屋根の色彩	R (赤)、YR (黄赤)	7 以下	4 以下
	Y (黄)	7 以下	2 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	7 以下	1 以下
	N (無彩色)	7 以下	—

#### 農・海・森の景観ゾーン



凡例  
  建築物の外壁及び工作物表面の基調色の許容範囲  
  屋根の色彩の許容範囲

